

令和7年第1回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和7年 3月 4日
本日の会議 令和7年 3月 21日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下 町 純 子 議員	2番 堀 真 議員	3番 藤 田 明 美 議員
4番 岡 田 義 晴 議員	5番 八 木 亮 三 議員	6番 松 林 敏 議員
7番 西 田 健 議員	8番 浦 川 圭 一 議員	9番 中 村 美 穂 議員
10番 安 部 都 議員	11番 金 子 恵 議員	12番 山 口 憲 一 郎 議員
13番 堤 理 志 議員	14番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員
16番 安 藤 克 彦 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美也子 君
係 長	江 口 美和子 君	主 査	村 田 潤哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆかり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	健 康 保 険 部 長	山 本 昭 彦 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	宮 司 裕 子 君	企 画 財 政 部 理 事	荒 木 隆 君
総 務 課 長	大 山 康 彦 君	財 政 課 長	北 野 靖 之 君

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 13時50分

令和7年第1回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和7年3月21日（金）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備考
1	2	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	※総務
2	3	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	4	長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例	※総務
4	5	長与町開発協力基金条例を廃止する条例	※産業
5	6	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
6	7	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
7	8	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
8	9	長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	※産業
9	10	長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	※産業
10	15	町道路線の廃止について	※産業
11	16	町道路線の認定について	※産業
12	17	令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）	※総務 ※産業
13	18	令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
14	19	令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	※総務
15	20	令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）	※総務
16	21	令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	※産業
17	22	令和7年度長与町一般会計予算	※総務 ※産業
18	23	令和7年度長与町国民健康保険特別会計予算	※総務
19	24	令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※総務
20	25	令和7年度長与町介護保険特別会計予算	※総務
21	26	令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産業

※付託された委員会

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から日程第9、議案第10号長与町公共下水道条例の一部を改正する条例までの9件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

皆さんおはようございます。これより総務厚生常任委員会の報告を行います。審査日は令和7年3月10日から14日まで、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。まず、議案第2号の報告を申し上げます。議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、主な内容として、令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日に施行されることに伴い所要の改正を行うもの。第1条は長与町職員の給与に関する条例の一部改正。第2条は長与町表彰条例の一部改正。第3条は長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正。第4条は長与町個人情報保護法施行条例の一部改正。第5条は長与町行政不服審査会条例の一部改正。第6条は長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正。それぞれ条文中の懲役もしくは禁錮の規定を拘禁刑に改めるもの。なお、附則については、第1項において施行期日を令和7年6月1日とし、第2項から第5項については、罰則および人の資格に関する経過措置について規定をしている。以上の説明がありました。主な質疑として、上位法の変更に伴って条例の関連する項目が変更になるということだが、刑法の変更とはどういうものかに対し、懲役刑と禁錮刑の違いは刑務作業を伴うかどうかという点である。しかし、刑務作業を伴わない禁錮刑を受けた者も申し出をすれば刑務作業ができるようになっており、ほとんどの受刑者が刑務作業をやっている状況である。また、受刑者の更生プログラムの中で、それぞれに合った形でさまざまなプログラムができるという観点から今回の刑法改正に至っている。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第3号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う仕事と育児・介護の両立支援の拡充を図るため所要の改正を行うもの。改正内容は、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するとともに、家族の介護の必要性が生じた職員への仕事と介護の両立支援制度の周知と意向の確認および研修の実施や相談体制の整備等について規定するもの。併せて上位法とのずれの修正および

軽微な字句の修正を行っている。附則については、第1項は施行期日を令和7年4月1日とし、第2項では経過措置について規定している。以上の説明がありました。主な質疑として、業務を処理する措置を講ずることが困難という規定を公務の運営に支障があると読み替える規定がある。誰がそのような基準で判断するのかに対し、基本的に本人から申し出があった段階で所属長が判断する。また、極力休ませる方向で調整することとなる。という答弁でした。次に、第17条の3に介護両立支援制度の請求等が円滑に行われるようとするための措置として研修の実施等、相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置があるが具体的にどういうことかに対し、介護については周知がされていない部分もあるため、制度自体を研修の中で把握してもらう。相談窓口については、基本的に総務課で対応する。勤務環境の整備に関しては、実際の具体例などを収集しながら、周知、個別相談に応じていくとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。令和6年12月31日をもって長崎県収入証紙が廃止されたことに伴い、長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例について、その題名および本文から長崎県証紙を削除するとともに、基金の額を適正な額に減額するもの。第2条で定めている基金の額について長崎県証紙が廃止されたことに伴い、100万円を減額し300万円に改めるもの。附則については、施行期日を公布の日としている。なお、減額した100万円は、当該基金より一般会計へ基金繰り入れを行う予定である。以上の説明がありました。主な質疑として、パスポートの受領時受け取る方が証紙を購入していた。キャッシュレスの決済の推進は分かるが、キャッシュレス決済ができない人は、今後どうするのか。の質疑に対し、クレジットでの支払いもできる。それができない人については、納付書を渡し銀行での支払いが基本になるとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第6号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。主な内容として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うもの。第6条の保育所等との連携は、保育内容支援について、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とし、代替保育についても町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保を不要とすることにより要件の緩和を図るもの。第16条の食事の提供の特例については、栄養士法の改正により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になったことに伴い、所要の改正を行うもの。附則第3条は、連携施設に関する経過措置期間を10年から15年に延長するもの。なお、附則についての施行期日を令和7年4月1日としている。以上の説明がありました。質疑に関しましては、特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。附則第3条第1項に規定している職員に関する経過措置について、放課後児童支援員認定資格研修修了者とみなす適用期間が令和7年3月31日で終了となることから経過措置期間を当分の間、延長する改正を行うもの。なお、附則については、期日を令和7年4月1日としている。以上の説明がありました。主な質疑として、適用期間を当分の間に変えなければいけない理由は何かに対し、国の補助基準の要綱に補助金を交付する上でのみなし規定がある。この取り扱いについて終了時期が未定であるためである。また、町内の児童クラブには、県が実施する支援員の資格認定研修を受講して支援を確保する指導を行うため、健全な運営ができるように期間を延長する。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。提案理由として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。第37条は、第42条の改正に伴う項ずれを修正するもの。第42条の特定教育保育施設等との連携については、保育内容支援について、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とし、代替保育についても町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保を不要とする要件の緩和を図るもの。また、附則第5条は、連携施設に関する経過措置期間を10年から15年に延長するもの。附則については、施行期日を令和7年4月1日としている。以上の説明がありました。主な質疑として、子育て支援の受け皿の確保が困難だということで、国も緩和措置をしていることは分かる。その反面、保育の質の担保がなされるのか、どう認識しているのかという質疑に対し、該当する保育施設は、本町はない。また、事業開設をしたいという希望もないため該当はない。既にある保育所、認定こども園、幼稚園等で一定の受け皿を確保しているので、まずはこの運営をしっかりとしていくとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第2号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

中村産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和7年第1回定例会本会議におきまして、産業文教常任委員会に付託された議案について報告いたします。審査日は令和7年3月10日から14日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査いたしました。議案第5号長与町開発協力基金条例を廃止する条例の提案理由、主な内容は、開発協力基金に関し、現在公共施設の整備を目的として開発協力金を徴収することは行われておらず、今後の運用も想定されないことから当該条例を廃止するもの。公布の日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑として、条例を廃止する理由は何かに対し、開発協力基金は、平成12年に全額を取り崩して以降、変動がなく、公共施設の整備に開発者から開発協力金を徴収することができないため、現在の状況に合致していないことから廃止する。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の提案理由、主な内容は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等に伴う水道法施行令および水道法施行規則の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、水道整備、管理行政に関わる職員数の減少に伴い布設工事監督者や水道技術管理者を確保することを目的に資格要件の見直しを行うもの。主な改正内容は、第3条第2項および第4条第2項の資格要件に、給水人口が5万人以下である水道事業を追加する。附則では、施行日を令和7年4月1日とする。以上の説明がありました。主な質疑として、工事監督者の確保が難しいことから改正されると思うが、本町の現状はどうかに対し、2つの資格とも対象人員が減ってきている。条例の改正後には複数名えることになる。という答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号長与町公共下水道条例の一部を改正する条例の提案理由、主な内容は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の改正を行うもの。公共下水道等からの放流水の水質の技術上の基準に大腸菌群数が定められているが、より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから大腸菌群数を大腸菌数に改めるもの。附則では、施行日を令和7年4月1日とする。以上のような説明が

ありました。主な質疑として、今回の改正で検査の方法が変わらるのかに対し、下水道の放流水の水質項目に、令和6年度末までは大腸菌群数が設定されていたが、7年度4月1日からは大腸菌数に変更される。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第5号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第3号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第4号長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第5号長与町開発協力基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第6号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第7号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第8号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第9号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第10号長与町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第15号町道路線の廃止について、日程第11、議案第16号町道路線の認定についての2件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

議案第15号町道路線の廃止について。提案理由、主な内容は、高田南土地区画整理事業の道路整備に伴い、新たに認定を行うため現町道を廃止する、路線番号64から5041までの8路線、以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、特記すべき質疑はありませんでしたが、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号町道路線の認定についての提案理由、主な内容は、高田南土地区画整理事業ならびに椿林土地区画整理事業の道路整備に伴い、新たに認定する路

線番号 65 から路線番号 1254 までの 15 路線、以上の説明がありました。また、現地も調査いたしました。主な質疑といたしましては、柳田椿林線は舗装が終わっていないが計画、予定はどうなっているのかに対し、令和 7 年度に工事を着工する。高田中学校側にも歩道を設置するが学校との協議の上、夏休み期間中に工事をし、年度内に完成を予定しているとの答弁でした。道路の表層部分が荒くマンホールぶた部分に水がたまっているなど高低差があったが基準はないのかに対し、町の町道認定基準要綱には、道路の幅員等の基準はあるが、舗装の仕上がりに細かな基準はない。不備があればやり直しを可能な範囲でお願いする。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 15 号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 16 号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 15 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 10 、議案第 15 号町道路線の廃止についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第 16 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

14 番、竹中議員。

○14 番（竹中悟議員）

私は議案第 16 号町道路線の認定について賛成の立場で討論いたします。先ほど委員長から報告もありましたように、この規定につきましては問題ないと判断いたしましたが、委員会現地視察において大変ずさんな工事内容が発覚をいたしました。道路幅員においては、最低 6 メートルという説明がありましたが、幅員は担保されておらず、表層、舗装においても砂利がむき出し、またはマンホール付近は少量の雨にもかかわらず水たまりがあり、この状態で町が引き取ると改修に大変な費用がかかると感じています。この道路状況を見ると、一括施工の期間に無理があったのではないかと心配をしています。

3月22日一括施工を限定とした竣工記念式典があると聞いてますが、一括施工の形状のみの完成であり、高田南土地区画整理事業の完成は程遠いものを感じています。当局におかれましては、当該町道の完全復旧を一括施工業者に対し指導し、完璧な町道を造ることを条件に賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第16号町道路線の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）から、日程第16、議案第21号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）の総務厚生常任委員会に付託をされました部分の審査結果について報告をいたします。提案理由として、今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億3,397万7,000円を減額し、補正後の総額を164億6,175万2,000円とするもの。企画財政部では、法人事業税交付金、環境性能割交付金など決算見込みにより増額計上。普通交付税は、国の再算定による決定額に基づき増額計上。普通交付税の令和6年度の総額は、およそ30億円となっている。また、複合施設整備事業充当起債は財源組み替えにより310万円の減額。企業版ふるさと納税寄附金のうち、新図書館等複合施設整備事業分として27社から寄付の申し出があった。総務部では長与町公共施設等管理公社補助金701万5,000円の減額補正。これは管理公社の令和5年度決算における繰越額相当分を、令和6年度補助金から減額するもの。次に地域防災緊急整備交付金を活用した避難所生活改善事業は、簡易ベッドを200台、簡易トイレを10台、避難施設に電気自動車から電力を供給するための給電器5台を購入、防災倉庫を2カ所整備する。住民福祉部では、繰越明許費の非課税世帯支給給付金事業は、非課税世帯は1世帯当たり3万円、子ども加算1人当たり2万円を給付するもので、申請期日を令和7年6月30日までとしていることから必要な経費を次年度に繰り越す。また、長与町社会福祉協議会運営補助金は、福祉バスに係る費用分を計上。健康保険部では、国民健康保険基盤安定負担金、

後期高齢者医療保険基盤安定負担金など、額の確定により増額計上。地域保健活動助成金を活用し、テレビゲーム機、モニター、モニタースタンド、ゲームソフトを購入。健康ポイント事業で体験会を実施するなど、脳トレや健康づくりにつなげていく予定。会計課では、長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例において、当該基金が保有する400万円の資金の額を適正な基金の額300万円に減額した際、余剰となる100万円を一般会計へ繰り入れる。以上の説明がありました。主な質疑として、企画財政部では、企業版ふるさと納税の場合、控除以外に何かメリットがあるのかに対し、寄付を頂いた企業に対しては、完成時に企業名が入った銘板を施設内に掲示することを考えている。総務部では、地域防災緊急整備交付金で購入する簡易ベッド、簡易トイレなどはどのようなものかに対し、昨年12月避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針が出された。それに伴い場所に対する支援から避難者に対する支援に考え方を転換するよう通知が来た。生活しやすい環境を整備するため、段ボールではなく簡易ベッドを購入。トイレは避難生活が長期化する場合などには必要なものとなるとの答弁でした。次にEV自動車を導入したことによる燃料費の減と電気の価格が高騰した分では、どちらが財政的に有利か試算を行ったかに対し、購入する前の検討段階で試算した。燃料費より電気代が安くなるという検証はしているとの答弁でした。次に、住民福祉部では福祉バス分で143万6,000円が計上されている。内容は何かに対し、役場関係で福祉バスを使用した分の燃料費、故障したことに伴うレンタル費、自動車税、任意保険料、車検料等のメンテナンス代、消耗品等、シートベルト交換費等の修繕費になるとの答弁でした。次に、ごみ袋作成業務委託料が減額になっているが理由は何かに対し、物価高騰で材料費が上がってきている。影響を抑えるため令和6年度から年間契約を半期契約に変更した。また、後期分は材料費と製袋費を分けて契約した結果、かなり安くなりそれに伴い減額になったとの答弁でした。次に会計課におきましては、基金運用収入が大幅に増額されている理由は何かに対し、金利の引き上げが令和6年度に3回行われた。その都度、借り換えを行い高い金利の方に預けることを繰り返したことで、運用益が出たという状況であるとの答弁でした。健康保険部、議事課では、特記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、審査結果について報告をいたします。提案理由として、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億5,954万5,000円を減額し、補正後の総額を41億6,331万1,000円とするもの。歳入の保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費の減額見込みにより、普通交付金も減額計上。一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、産前産後保険税繰入金、財政安定化支援事業の確定および事務費等繰入金により増額計上。財政調整基金繰入金は、前年度繰越金分の減額等により減額計上している。歳出は、調整交付金の申請が基準額に満たなかったものについて減額

計上。また、療養給付費および高額療養費が見込みより減少したため減額計上としている。以上の説明がありました。特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号令和6年度長与町後期高齢医療特別会計補正予算（第3号）についてご報告を申し上げます。提案理由として、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,868万7,000円を追加し、補正後の総額を7億5,297万円とするもの。歳入では、後期高齢者医療保険料は、当初見込みより増額した分を計上。保険基盤安定繰入金は、額の確定によるもの。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金は保険料の増額と保険基盤安定負担金の確定により歳入と同額を計上した。以上の説明がありました。こちらに関しても特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、主な提案理由を報告いたします。保険事業勘定において既定の予算総額に歳入歳出それぞれ279万7,000円を追加し、補正後の総額を33億9,651万8,000円とするもの。保険事業勘定の歳入では、介護保険事業費補助金は、基幹システムと認定給付金のシステムの改修を行った分について交付決定された分を計上。歳出では、介護給付費準備基金の預金利息に加え、令和5年度介護保険者努力支援給付金を基金へ積み立てる。以上の説明がありました。こちらも特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第17号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）の産業文教常任委員会分割付託分の提案理由、主な内容は、建設産業部産業振興課では、新規就農者育成総合対策事業補助金は、経営開始資金が3名の認定新規就農者の経営開始時期の確定に伴い7

5万円の減額、経営発展支援事業が機械施設の支援である本事業を活用予定だったが活用に至らず1,500万円を減額するもの。観光費の発送業務委託料は、作成したPRパンフレットをふるさと納税の寄付を頂いた方へ発送していたが、今年度は発送を取りやめたことによる減額。土木管理課では、繰越明許費補正、西高田線街路事業の主な繰り越し内容は、用地購入費および建物移転補償費、工事請負費。地方債補正として公園施設長寿命化事業は、財源を地方債から企業版ふるさと納税寄附金へ組み替えるもの。町道新設改良事業充当起債は、町道柳田椿林線について他事業との調整による工事着手年度変更に伴い減額補正。都市計画課の繰越明許費、長与町土地区画整理事業特別会計繰出金6,883万9,000円は、令和6年度末に完成の一括施工区域内の測量業務および一括施工区域外の附帯工事を7年度へ繰り越すもの。歳出、土地区画整理事業の公有財産購入費1億4,584万8,000円は、高田南土地区画整理事業の推進のため土地開発基金により取得した土地を事業の進捗に合わせ基金財産から公有財産へ移し替えるもの。教育委員会教育総務課では、教育振興基金繰入金は給食共同調理場真空冷却機導入事業に充当していたが、落札による事業費の減に合わせて減額するもの。各種大会参加補助金は、中総体の県大会以上の大会出場時の補助金で執行残について減額。GIGAスクール運営支援センター委託料、LED照明賃借料、共同調理場給食調理器具取替工事費、給食用備品購入費は落札減を理由に減額。生涯学習課は、婦人の家管理費は空調改良工事およびそれに伴う不用となった燃料費の減額。公民館費は上長与地区公民館の空調改良工事の残額分を減額。保健体育費は日本スポーツマスターズ長崎大会や地域スポーツ活動推進事業等の各種事業の執行残の減額。農業委員会の歳入の農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、農地集積・集約化対策費補助金は、県の交付額の決定に伴う変更。歳出の報酬は農地利用最適化交付金が減額されたことに伴い減額するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、建設産業部産業振興課の観光費の発送業務委託料77万円が減額された理由は何かに対し、ふるさと納税の寄附をした人に新たな特産品パンフレットを発送する予定にしていたが、新たなパンフレットの作成がなかったので発送を行わなかったという答弁でした。土木管理課は特記すべき質疑はありませんでした。都市計画課も特記すべき質疑はありませんでした。教育委員会教育総務課では、LED照明賃借料は、どの小学校の分か。また、他の小学校はどのように進んでいるのかに対し、長与小学校の分で、各学校の設置状況は、6年度末現在のLED化率は普通教室95%、音楽室などの特別教室を合わせた全体では67%という答弁でした。生涯学習課では特記すべき質疑はありませんでした。農業委員会でも特記すべき質疑はありませんでした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由、主な内容は、国庫補助金の補正内示等に伴う財源組み替えで、歳入歳出それぞれの予算総額は補正前と変わらず16億5,543万2,0

00円、繰越明許費6,883万9,000円は一括施工区域内の測量業務および一括施工区域外の附帯工事に係るもの。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、繰り越しの理由と内容はに対し、一括施工後7年度のできるだけ早い時期に地権者へ土地をお返しするために、6年度中に発注した測量業務が完了していないため繰り越すもの。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第17号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第18号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第19号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第20号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第21号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第22号令和7年度長与町一般会計予算から日程第23、議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは議案第22号令和7年度長与町一般会計予算の総務厚生常任委員会に付託されました部分の報告を行います。提案理由として、令和7年度一般会計予算は、総額168億5,126万円で、前年度比14.1%の増額。総務部総務課では、被爆80年の節目を迎える中、平和を希求する思いを世代を超えて共有できるよう、平和リーフレットのデジタルデータ作成に38万5,000円を計上。契約管財課は庁舎LED照明器具整備事業を実施。地域安全課では、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域が追加されたことに伴い、防災ハザードマップ改定に660万円を計上。情報政策課では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきシステムを変更する。企画財政部財政課では、国の地方財政計画と近年の決算状況も踏まえ普通交付税を3億円増額。ふるさと長与応援寄附金は、令和6年度の実績見込みと全国的な伸び率などの状況により、約2億7,000万円の増額。政策企画課では、令和9年4月開館に向け複合施設の建設工事、

周知活動、啓発等に9億6,635万4,000円を計上。また、姉妹都市ウェザースフィールド町から訪問予定のため、視察受け入れ、レセプション開催費用として140万6,000円を計上。住民福祉部住民環境課では、エネルギー価格高騰による影響の抑止、町の温室効果ガス排出量の削減を目的に、対象家電、エアコン、冷蔵庫の買い替え費用に対し補助金として614万3,000円を計上。福祉課では、高齢者の健康づくり、外出機会の確保等を目的とした助成事業に1,753万2,000円を計上。こども政策課では、児童虐待の恐れがあり支援が必要な子どもに対して、民間団体が行う食事提供や学習生活支援等の体制強化のため157万9,000円を計上。健康保険部健康保険課では、長与町国民健康保険特別会計繰出金として2億3,289万9,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金1億4,377万7,000円を計上。介護保険課では介護保険特別会計繰出金4億9,120万9,000円を計上。会計課では令和6年度に負担開始となった公金振込手数料590万9,000円を計上。議事課では、議員報酬16人分、タブレット運用に係る費用を。監査事務局では監査委員報酬2名分を計上。以上の説明がありました。主な質疑として、企画財政部財政課では臨時財政対策債が今回廃目になっている。臨時財政対策債はこれまで国との調整がなされてきたと思う。今後このような形の財政調整はないということかに対し、国の令和7年度地方財政計画により、全国的に臨時財政対策債の新規発行額はゼロとなっている。また、年度ごとに国の財源不足の状況が変わってくると思う。令和8年度以降は未定であるとの答弁でした。次に自治体実務解説サービス利用料が計上されている。必要性はどのようなものかに対し、地方債はメニューが複雑化、多様化をしている。地方債を利活用するために職員が多く時間を使っていた。事務の効率化等を図るために導入し、質疑応答集を閲覧できるという事務をやっていきたいと考えているとの答弁でした。次に政策企画課におきましては、ウェザースフィールド町との姉妹都市交流事業は、視察受け入れ、レセプションなどが予定されているが、姉妹都市締結を継続する意義というのは何かあるのかに対し、姉妹都市交流は、教育、文化等の交流を通じ相互理解と友好親善を進めていくために、平成9年に締結した。頻繁な往来は難しいが、例えば小学校同士でパートナーシップの提携を結び、姉妹都市についての学習や児童生徒間で交流が行われたこともあった。今回、北陽台高校とのつながりができる契機ということもあり、先方が積極的に訪問したいという姿勢であることから、今後の交流を深めていくきっかけになればということで必要な予算を計上しているとの答弁でした。税務課、収納推進課では特記すべき質疑はありませんでした。次に総務部総務課におきましては、どの自治体もインフラ整備の中で専門職が必要になると思うが、どうなっているのかに対し、専門職は必要としている。毎年採用試験を行っているが、募集しても受験者がいない状況である。どこでも必要とするレベルを持った人が人気で、本町は不利な状況にあるというのが現状であるとの答弁でした。次に、令和7年度は被爆そして終戦から80年という節目の年であることから予算が計上されていると思うが特別な考え方や思いなどがあるのかに対し、80年に合わ

せ戦前、戦中、戦後、間もなくの写真や文書、書簡を募集している。このような当時の様子が分かるものをデジタルコンテンツの中に載せ、後世に伝えていく活動ができればと考えているとの答弁でした。契約管財課におきましては、土地貸付収入は西側埋め立て地分ということだが有効活用ができていない。何か検討していないのかに対し、工業用地として整備をしている。購入したいという話があるが購入には至っていない。有効活用という点では、町のイベント会場、駐車場などに利用しているのが実情であるとの答弁でした。次に、地域安全課におきましては、ニュータウン中央自治会の公民館建て替えに係るコミュニティ助成事業補助金の補助率はどのようにになっているのかに対し、交付金の算定については事業費の5分の3、上限は2,000万円となるとの答弁でした。さくら野東は、供用開始されていないが現段階で公民館建設が必要なのかの質疑に対し、団地開発が行われた場合、開発者が公民館を設置しなければならないという決まりがある。自治会の活動拠点という面では立ち上がる前に建物が必要と判断しているとの答弁でした。秘書広報課につきましては特記すべき質疑はありませんでした。次に情報政策課におきましては、国が情報システム標準化、共通化を進めているが必要なのかに対し、全国の自治体のシステムが全部違うので、改修費の負担、コストをシンプルにするもの。もう1つは、ガバメントクラウドという場所にシステムを構築することにより、高品質のセキュリティ対策がとれるとの答弁でした。次に、住民福祉部におきまして、高田保育所では、学ぶ保育士等応援事業の効果は出ているのかに対し、県が提示する研修を受講した職員に対しての給付。今年度の研修は、県の幼児教育センターからアドバイザーを派遣してもらい主体的な保育遊びに対する保育観察を行い、それをもとに指導してもらった。その後、保育環境や子どもたちに対する声かけ、遊びの支援などに生かすことができたとの答弁でした。次にこども政策課では、気になる子どものいる家庭など複雑な問題を抱えているケースが多いと思う。どう対応し、生活の質向上や親の心の安定などにつなげ連携をとっているのかに対し、経済困窮であればこども政策課で対応、金銭的な制度の紹介、福祉事務所へのつなぎなどできる範囲のことを説明し、職員が一緒に手続きを促し申請に結び付けているとの答弁でした。住民環境課におきましては、書かない窓口の内容は何かの質疑に対し、窓口のDX化ということ。これには書かない窓口、行かない窓口などさまざまな方法がある。申請書等を書く回数を減らすことで、待ち時間の減少、窓口の効率化が図られる。住民の役場滞在時間を短くすることができないか、関係課で協議をしているとの答弁でした。次に福祉課では、福祉員と民生委員の見守り活動の違いは何かに対し、福祉員の活動は日常生活等で困っていることなど、より生活に近い情報を見守りしている。民生委員は、そこから吸い上げた高齢者を介護保険課、社会福祉協議会などにつなげるところを担っている。重なる部分はあるが、情報交換をしながら活動をしているとの答弁でした。次に、交通費、健康づくりの助成は、日常的に車を利用している高齢者に対し、ガソリン券としての助成はできないのかに対し、6年度に引き換えはがきに簡易的なアンケートを付けた。商品券、路面電車、ガソリン券

も上位に入っている。しかし、安全面が一番と考えている。真摯に受け止め今後、研究、検討していくとの答弁でした。健康保険部、会計課、議事課、監査事務局では、特記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号令和7年度長与町国民健康保険特別会計予算についてご報告を申し上げます。主な提案理由として、予算総額は、歳入歳出それぞれ43億7,737万9,000円、前年度比1億166万4,000円、2.3%の減額となっている。普通交付金は、市町村国保から被保険者や医療機関に支払う保険給付費用の財源として県から交付されるもので、令和7年度は、被保険者数の減少に伴い1億3,712万7,000円の減額計上。財政調整基金繰入金は、激変緩和措置終了による県への給付金増額と保険税減少に伴う歳入不足のため基金より繰り出す。以上の説明がありました。主な質疑として、財政調整基金の繰り入れをしているが、町の財政負担が増えていくという形になるのかに対し、激変緩和措置は、平成30年から始まり令和5年で終わっている。令和6年以降は、激変緩和の措置がないため県への納付金額が非常に高くなっている。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について、ご報告を申し上げます。主な内容として、予算総額は歳入歳出それぞれ7億6,769万1,000円。前年度比3,697万7,000円、5.1%の増額。被保険者数の見込みは広域連合による試算で、前年度比227人増の6,337人で、年々増加傾向にある。事務費繰入金は、広域連合共通経費負担金の増、会計年度任用職員の給与の引き上げ、子ども・子育て支援金創設に伴う後期高齢者医療システムの改修のため511万5,000円の増額。以上の説明がありました。特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号令和7年度長与町介護保険特別会計予算について報告を申し上げます。提案理由として、保険事業勘定の総額は、歳入歳出それぞれ33億1,126万3,000円。介護サービス事業勘定の総額は、歳入歳出それぞれ3,250万1,000円。保険事業勘定歳入は、第1号被保険者の保険料7億6,131万2,000円、第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金8億4,998万4,000円を計上。歳出は、保険給付費は、要支援および要介護の認定を受けた人が利用するサービスに対する給付金で、30億6,683万7,000円を計上。介護サービス事業勘定は、包括支援センター専門員の報酬、居宅事業費のケアプラン作成委託料など3,092万3,000円を計上。介護予防ケアマネジメント作成委託料は、157万8,000円を計上。以上の説明がありました。主な質疑として、入所型介護を希望する人がいる。近隣の市町と連携しながら希望する入所型介護が受けられる状況なのかに対し、現状として、近隣の時津町や長崎市等で介護サービスを受けている人は多いとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

た。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第22号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

議案第22号令和7年度長与町一般会計予算、産業文教常任委員会分割付託分の提案理由、主な内容は、建設産業部産業振興課では、中山間地域等直接支払交付金1,153万6,000円は、木場、大越、塩床、馬込一本松の4地区における耕作放棄地発生防止対策として計上。ふるさと長与応援寄附金の令和7年度寄付見込額を4億2,000万円と想定し、必要な経費を計上。寄付額に対する経費の割合は56.7%、長与・時津シルバーパートナーハウスへの運営補助金として935万6,000円、長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金440万円は、イノシシ、アナグマ等に対する捕獲事業として、イノシシ120頭、アナグマ21頭の捕獲に関わる経費と整備事業として、電気柵1,100メートル、ワイヤーメッシュ柵7,300メートルの設置補助および狩猟免許取得に対する町単独費の補助を4名想定しており、昨年度当初予算から120万円を増額し計上。長与町工場等設置奨励金3,824万円は、令和3年5月開業した事業者が対象で最終年である。新規就農者育成総合対策事業補助金300万円は、経営開始資金を2名に支給予定。土木管理課では、長与駅駅舎維持補修委託料3,568万3,000円、県事業地元負担金438万8,000円は、県道東長崎長与線の道路改良事業に伴う地元負担金。道路維持費の委託料は、主に町道等の維持補修作業員の業務委託や街路樹の剪定や除草委託を予定。町道等維持補修工事費は、通常の維持補修工事のほか、西高田日当野線舗装補修工事、駅前サニータウン線舗装補修工事、町道嬉里線舗装補修工事などを予定。町道新設工事費5,900万円は、町道柳田椿林線道路新設工事を予定。長与港改修事業地元負担金1,298万1,000円は、野積場および下岡の防災工事に伴う県事業地元負担金。都市計画道路西高田線は、7年度も引き続き高田踏切側からの改良を主に進める。公園緑地管理費の長寿命化対策工事費2億円は、中尾城公園の遊具更新工事を予定。都市計画課では、急傾斜地管理費の測量設計委託料1,795万1,000円は、令和4年

度から嬉里郷古園地区急傾斜崩壊対策工事の完了に伴う確定測量業務および7年度から実施する平木場郷小原地区急傾斜地崩壊対策工事の設計業務等を計上。急傾斜対策工事費1億2,211万6,000円は、嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策工事費。都市再生整備計画事後評価業務委託料881万4,000円は、都市再生整備計画事業の事後評価を行うためのもの。立地適正化計画策定業務委託料1,468万7,000円は、持続可能な都市構造の再構築を目指し、将来的に予測される人口減少、少子高齢化に対応したコンパクトで持続的に発生するまちづくりの方針を定める計画について、7年度から策定業務に着手するもの。土地区画整理費の繰出金2億7,805万4,000円は、長与町土地区画整理事業特別会計への繰出金。安全・安心住まいづくり支援事業174万6,000円は、旧耐震診断の家屋における耐震診断、耐震リフォームなどを支援する。教育委員会教育総務課、学校教育課は、一般備品購入費、小学校1億6,414万1,000円、中学校7,186万9,000円の主なものは、GIGAスクール構想の1人1台端末の更新で、小学校分2,700台と中学校分1,200台の購入。公立学校情報機器整備費補助金を充当する。補助率は3分の2。ネットワーク構築委託料小学校2,970万円、中学校1,320万円は、7年度に更新する端末の設定業務を委託するもの。屋外附帯施設整備工事6,109万2,000円は、風化が進んだ高田小学校のり面改修工事などを。校舎整備工事1億9,468万7,000円は、長与南小学校体育館改修工事を行う。校舎整備費整備工事費1,270万円は、長与第二中の保健室空調機取り替え、相談室空調機設置、高中職員室および校長室エアコン取り替えが主なもの。学校給食費の賄材料費2億2,937万7,000円は、小学校児童2,418名、学校関係者240名、中学校生徒1,130名、学校関係者110名分の食材費を計上。雑入の学校給食食材費負担金を充当する。生涯学習課では、社会教育総務費の修繕料94万5,000円は、つどいの家の外壁修繕費用を計上。PTA関係補助金88万6,000円は、運営補助金に加え洗切小学校創立150周年および高田中学校創立30周年の記念事業へ補助金を計上。公民館費の修繕料135万9,000円は、高田地区公民館の雨漏り修繕や上長与体育館の消防ホース取り替え等を計上。工事請負費138万9,000円は、上長与地区公民館の空調工事を計上。図書館費の図書購入費955万8,000円は、新図書館開館へ向け購入費を増額計上。文化振興費の国民文化祭実行委員会補助金186万9,000円は、ながさきピース文化祭2025長与町実行委員会への補助金を計上。町民文化ホール改修工事費668万9,000円では、舞台吊物制御盤シーケンサー取替工事などを予定。保健体育費の地域スポーツ活動推進事業委託料974万5,000円は、引き続き部活動の地域展開を推進する。体育施設予約管理システム改修業務委託料874万5,000円は、人を介した鍵の受け渡しをなくし、デジタルロックとして各スポーツ施設にスマートロックの導入を進めるもの。工事請負費7,402万4,000円は、体育館の空調設備工事と武道館の屋根防水工事を予定。農業委員会では、農地利用最適化交付金209万9,000円は、農業委員や推進員が農地利用の最適化に資する活動を行つ

た場合に、活動実績および成果に応じて委員報酬の加算分の財源として、および農業委員会事務局の活動経費の財源として交付されるもの。農地集積・集約化対策費補助金62万円は、農地利用状況に係る経費の他、農地台帳整備に係る経費に充当。以上のような説明がありました。主な質疑では、建設産業部産業振興課の農業水路等長寿命化・防災減災事業設計業務委託料の内容はに対し、数年前から岩淵堰のゲート開閉の不具合があり、不具合を解消するための工事に係る設計業務であるという答弁でした。有害鳥獣被害は、5年度より6年度の方が大きくなっていると思うが、有害鳥獣対策費が全体的に減額しているのはなぜかに対し、有害鳥獣対策は、町の単独事業と国の補助金を活用した事業があり、国の補助事業のうち、整備事業が三根地区の年度間の整備延長の差で事業費が下がっている。また、捕獲事業も捕獲頭数の実績により変動するという答弁でした。土木管理課の東長崎長与線地元負担金の工事の場所はどこかに対し、吉無田交差点からJRの高架下までの道路約180メートルの拡幅工事を県が予定しており、渋滞解消を目的に3車線を歩道の幅員を狭くして4車線化するという答弁でした。中尾城公園の長寿命化対策工事費の内容はに対し、公園遊具の整備について町の総合計画策定期のアンケートに乳幼児向けの遊具が少ないと意見があつたので、多世代で遊べるような複合的な遊具などを検討しているという答弁でした。都市計画課では、親子でスマイル住宅支援事業がなくなった理由は何かに対し、6年度は4件分予算計上し3件実績があつたが、県の事業の打ち切りで補助事業ができなくなつたためという答弁でした。安全・安心住まいづくり支援事業の内容はに対し、7年度から新設するもの。耐震シェルターは家屋全体ではなく、家の中で過ごす時間が多い居間などに限定して耐震性能の向上を図る工事をするもので、耐震ベットは安全な空間を確保できるように、天蓋のようなフレームがついているベッドで上限30万円として、設置費の3分の2を補助するもの。という答弁でした。教育委員会教育総務課、学校教育課では、タブレット端末更新に係る公立学校情報機器整備費補助金の内容とスケジュールはに対し、補助基準額が1台当たり5万5,000円となっており、その3分の2が国庫補助となっている。県のスケジュールに合わせて年度当初から調達準備に入り、隨時、設定業務を行うという答弁でした。給食費は、7年度も交付金の活用で保護者の負担軽減になっているが今後も継続していくのかに対し、7年度の学校給食費は、国の臨時交付金を活用し、保護者負担については、5年度から据え置きのままだが、実際には値上げをした形で運営している。8年度以降は、国の小学校の学校給食費無償化を始めるという方向性が出ているので、それに合わせた形で進めているという答弁でした。生涯学習課のつどいの家外壁修繕費用が計上されているが、建設からどれくらいたっているのか。また、利用者はどれくらいかに対し、1993年に建設されたもので32年たっている。雨漏りもあるが必要な分を改修していく。年間50組から60組の予約があるという答弁でした。スマートロック事業とはどのようなものかに対し、予約者のスマートフォンがデジタルキーという形で利用できる。指定された時間のみで解錠できるため、利用者は鍵を取りに行く必要

がなくなる。また、鍵を管理する人の人件費が削減できるという答弁でした。農業委員会は、農業者年金は何人ぐらい対象者がいるのかに対し、被保険者数が6人、農業者年金の旧制度の待機者1人、新制度の待機者10人、農業年金の受給者は39人という答弁でした。農地利用状況調査謝礼の内容はに対し、毎年8月から10月にかけて農地利用状況調査を行い、農業委員20名と協力員、合計35名の調査謝礼の予算を計上。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第26号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の提案理由、主な内容は、予算総額は歳入歳出それぞれ4億2,222万7,000円。歳入は国庫補助金5,500万2,000円、県補助金1,357万8,000円、一般会計繰入金2億7,805万4,000円、保留地処分金は、付け保留地処分の7,558万9,000円。歳出は、高田南土地区画整理事業に係る長崎県への委託料として4億1,700万円。内訳として、工事費8,400万円、測量試験費1億6,650万円、補償費1億1,250万円、換地諸費3,900万円、その他1,525万円。以上の説明がありました。主な質疑として、測量業務の中に一括施工区域外も含まれるとのことだが測量はしていなかったのかに対し、工事后に1回行っているが測量制度が変わったため、もう一度測量しなくてはならない。との答弁でした。保留地の販売方法はに対し、一般競争入札での販売となるという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号令和7年度長与町水道事業会計予算の提案理由、主な内容は、令和7年度末の給水戸数を1万6,022戸、年間総給水量を358万6,190立方メートル、1日平均給水量を9,825立方メートルと見込み、主要な建設改良事業の事業費として、岡地区（前田川内）配水管布設工事9,900万円を計上。収益的収入では7億8,911万7,000円、収益的支出では7億5,525万1,000円を予定。資本的収入では2億9,419万3,000円を見込み、資本的支出では5億5,277万3,000円を予定。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,858万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,037万3,000円と過年度分損益勘定留保資金2億1,820万7,000円で補填する予定。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、適正な水道料金の在り方を進めるための審議会設置とのことだが設置はいつかに対し、7年6月議会に設置の条例を提出する予定であるという答弁でした。老朽化した配水管の耐震化の現状はに対し、最新数値の5年度決算値で町内配水管のうち、基幹管路の耐震適合率は、全延長中の53.72%で、全国平均よりも少し高い数値を保っている。老朽管の更新と併せて耐震化を図っていくとの答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算の提案理由、主な内容は、令和7年度末の排水戸数を1万6,050戸、年間総排水量を340万8,006立方メートル、1日平均排水量を9,337立方メートルと見込み、建設改良事業10億

456万9,000円、このうち補助対象事業として8億9,450万円を予定。収益的収入では9億5,229万6,000円、収益的支出では9億2,823万3,000円を予定。資本的収入では7億4,157万4,000円、資本的支出では11億7,277万円を予定。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,119万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,114万6,000円と過年度分損益勘定留保資金3億8,005万円で補填する予定。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、建設改良費の増額の理由は何かに対し、現在行っている浄化センターの改築更新が主なもので一つ一つの事業費の大きいものが重なっているためであるという答弁でした。埼玉県で下水道管の破損が起因する道路陥没があって全国的に緊急点検が行われたが本町は緊急点検に当てはまるものはなかったのかに対し、緊急点検として国から示された管の大きさは2,000ミリ以上で本町にはないが、事故の重大さを受けて3月に業者を至急手配し、榎の鼻橋から浄化センターまでの埋設されている管渠についてマンホールからの目視点検を行った。土砂の流入はなく、事故につながるような損傷等はなかった。軽微な腐食はあるが、今後も計画的に修繕等を行っていくという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第22号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

場内の時計で11時15分まで休憩します。

（休憩 11時02分～11時15分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

私は、議案第22号令和7年度一般会計予算に反対の立場から討論を行います。昨年、令和6年度の当初予算で指摘した学校給食食材費の保護者負担増額を今年度は取りやめ、

また、インフルエンザ予防接種の未就学児への無償化、小中学生には一部助成を行うなど、子育て世帯の負担軽減を図るなど評価できる点があります。一方、看過できない方向性もいくつか見受けられます。今回施政方針の中で、公共施設の統廃合、複合化の検討を推進することを明記していました。議会の前に開かれた議員全員協議会で、立地適正化計画を策定するとの説明がありました。調べてみると、国交省は事務連絡で社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の2つの交付金について立地適正化計画を作成公表しておらず、作成に向けた具体的取り組みを開始、公表していない市町村には、重点配分を行わないと通知しています。さらに言いますと、この立地適正化計画の策定は自治体の義務ではありません。この通知を受け本町は、当初予算に1,400万円の立地適正化計画策定業務委託料を計上したものと推察をしております。国が地方に補助、交付金で誘導するこの立地適正化とは、コンパクトではない自治体が公共施設や生活機能が分散している状況を想定し、それを中心部に集約させ基準財政需要額を低く抑え、将来、国から地方への歳出削減を目的にすることにその目的があるというふうに考えます。では、長与町の実態はどうでしょうか。本町の公共施設は昔から町の地形と居住実態に即して配置をしてきました。町の公共施設等総合管理計画には、公共施設の保有量は平均よりも低い値であり、過剰な保有量を有しているとは言えない。このため単純に総量の縮減として数値目標を掲げることは、まちづくりの観点や公共サービスの低下等を招くおそれがあることを鑑みると慎重に検討すべき問題がある。このように記載しています。全く同感であります。公共施設を今より縮減し統廃合を進めると住民の活動拠点が遠のき、これから重要になってくる支え合いの住民活動に支障を招くと懸念をしております。本町は、資源分別をはじめ住民がさまざまな点で積極的に行政に協力する気風が築かれてきました。住民が集う施設の縮減や統廃合が進めば今後住民の利便性と地域活動の環境が悪化し、物理的にも精神的にも住民と行政との溝ができてしまうことが考えられます。そして、本町はもともとコンパクトであり一定の財政力もあり、公共施設も老朽化はしているものの、基本的に適正配置がされています。國の方針を本町に無理に当てはめることは今述べたようなデメリットが大きいと考えます。町の姿は変わっていき、宅地の集積状況に応じた施設の再配置そのものを否定するものではありませんが、削減、統廃合、先にありきの國の方針に従うのではなく、自分たちの町の在り方は自分たちで決める。これが本来の地方自治の姿であると考えるため、縮減、縮小の方向性に賛同することができません。

次に、行政サービスの在り方についてです。現在、年金で生計を維持している高齢者は、食料品、燃料などの物価高騰に年金が追い付かず、厳しい生活を余儀なくされている方は少なくありません。高齢になった住民の長生きを祝い、祝福する目的で実施している敬老祝い金が数年前削減され、時津町と比較してかなりの格差が広がっています。これは高齢者の交通費助成を増額するための削減でありましたが、その交通費助成額も時津町と大きな格差が開いてしまっています。これは高齢者福祉だけの問題ではないと

思います。若い世代の方が移住定住にも影響を与えると考えます。若年層は、自分やその家族が生活の場を選択するとき現在の子育て支援や教育だけでなく、高齢になったときにしっかりととした福祉のサポートをとっているか、これは重要な選択項目になります。現在長崎市も時津町も人口流出に歯止めをかけようと、移住定住促進策に躍起となっています。せめて隣町と肩を並べる水準にしておかなければ本町は選択肢から外され、時津町や長崎市を選択してしまうのではないかと懸念をしております。今、政治や社会の状況は、高齢者層と若年者層を対立させ、分断をあおる風潮が見られます。不安定雇用や非正規雇用をつくり出し、若者の貧困化、少子化を加速させた原因是、労働法制や税制などの政治であり、高齢者にその責任があるわけではありません。以上、子育て世代への負担軽減などの政策は大いに評価できるものの、1,400万円かけての立地適正化計画推進、そして、本町の実情に合わない国の政策誘導に乗ることをこれは意味します。および福祉施策については、若年層も高齢者層も共に大切にされる世代間格差を設けないことを求め討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は、議案第22号について賛成の立場から討論いたします。令和7年度の本町の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ168億5,126万円で、当初予算額としては過去最大となり、6年度当初予算と比較すると約20億円余りの増額ではありますが、増額の要因となっている大型事業を見てまいりますと、国による地方自治体情報システムの標準化、共通化事業の約2億円、昨年10月からの児童手当拡大分約2.2億円、定額減税補足給付事業の約9,000万円、小中学校児童生徒のタブレット端末1人1台分の更新関連約3億円など、国の制度、政策に基づく事業に係るものも多く、その財源は全額または大半が国費で賄われるものです。一般財源を中心とする町独自の大型事業についても新図書館等複合施設の建設工事に係る約9億円、ふるさと納税の寄附額増加を見込んだ徴税費2.4億円、南小学校の体育館改修工事費2億円など、いずれも本町の住民生活の快適化や子どもたちの教育に係る支出であり、本町に必要な内容で事業費も妥当なものであると判断いたします。その他の経常的な経費や各種事業についても委員会にて慎重に審査をいたしました。庁舎および水道局の全照明をLED化する10年間のリース契約約6,628万円、このうち7年度分は、年度途中からで440万円ほどが計上されておりますが、この予算や県からの100%補助金を活用してのZEHや太陽光発電設備、蓄電池の購入を推奨する地域脱炭素移行・再エネ推進重点加速化事業予算2,300万円からは、本町がゼロカーボンシティ宣言の達成のために積極的に取り組んでいることが見えてまいります。その他にも消防団格納庫の更新約5,000万円や新たな自治会のための集会施設整備約9,000万円からは、地域の安全とつながりを維持しようとする姿

勢が全国の自治体でも実施自治体が2割に満たないと言われる5歳児健診と1か月児健診の導入からは、不安の多い時期の家庭に寄り添う気持ちと少子化への真剣な危機感が、長年の懸案事項であるスパイラルスライダー撤去と中尾城公園への新たな多世代向け遊具の設置事業からは、人口減少対策などのためのハード面での考慮が感じられます。その他の事業および予算についても審査の結果、大きく疑義のあるもの、非合理的と考えられるものはないと判断いたしました。1点、予算にないからこそ申し上げますが、長崎市に続き時津町もパートナー制度を導入いたしました。こちらは一般質問でも申し上げましたとおり、実際の周知以外にかかる費用としては、認定するラミネートカード等の作成程度ですので、これは総務費の中で当該の予算、費目の中から流用でも行える程度の金額で行えますので、年度の途中であっても他の市町の状況等も鑑み、導入を再度、検討を続けていただきたいと思います。最後に、間もなくわれわれ議員全員に公費でタブレット端末が貸与されますが、6年度の導入費用470万円に加え、7年度予算にはインターネット接続料やシステム利用料など、タブレット関連費用約200万円を計上していただいております。これだけの金額を税金から支出していただく以上、町民の皆さんに納得いただけるよう、より活発な議会活動、議員活動につなげてまいりますので、議会が町を監視するのと同様、町民の皆さんには議会および各議員が十分に職責を果たしているか厳しい監視を行っていただきたいことをお願いした上で、賛成いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第22号令和7年度長与町一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

この採決は起立によって行います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

大変失礼しました。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第23号令和7年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第24号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度は、県単位の広域連合で組織されています。住民が75歳に到達すると従来の医療保険制度から脱退させ、後期高齢者医療制度に加入することになります。高齢者が増えるに伴い医療費が増えるに伴い保険料が上がっていく、上がり続ける制度になっています。住民が健康管理を行い75歳に到達すると、数年ごとに保険料が引き上げられていくもので、長生きがあたかもペナルティのような制度には、制度創設当時、国会でもまた国民の中でも大いに問題になりました。該当する高齢者は戦争を生き残り、戦後は荒廃した国土の復興を成し遂げ、今日私たちが生活できるインフラと経済的土台を築き上げてきた方々です。その高齢者が健康で長生きするほど保険料を重たくする制度は、高齢者に厳し過ぎるだけでなく、私たち現役世代が自分たちの将来のためにも、この制度の見直しを求めていくものであります。本町および広域連合においては、制度の問題点を国に訴え国庫負担の抜本的な増額を強く求めるとともに、広域連合の財政調整基金、財政安定化基金を高齢者の負担の縮減に充てることなどを求めるなど、自治体としてできることはあると考えます。以上の理由から後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

4番、岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私はこの議案第24号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場から討論をいたします。本予算は、歳入歳出とともに7億6,769万1,000円、前年度比5.1%の増となっています。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険の6億2,262万1,000円と一般会計からの繰入金1億4,377万7,000円であります。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の7億2,242万9,000円で、保険料と繰入金の増額分が後期高齢者医療広域連合納付金にほぼ相当をしています。また、本町の後期高齢者の数は、本年度で6,337人、前年度比227人で、この増加さらに

毎年続いております。本制度は、もともとが現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とともに、これからも安心して医療を受けることができよう、医療費を被保険者、加入者を含めた社会全体で支え合うように創設されたものであり、現下の戦後ベビーブームに生まれた団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題に対応するためにも、今後ますますの本制度の安定的かつ持続可能な運営と適正かつ効率的な取り組みが望まれております。重ねて本制度が後期高齢者の重症化予防や介護予防に大いに寄与することにより、町民全体の健康増進につながることを切に希望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第24号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第25号令和7年度長与町介護保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。この予算は、第9期介護保険事業計画に基づく予算編成となっています。国の財政の立場から入所者の施設を極力増やさない方針であるため、希望する方が入れない状況が現状グループホーム、特養などでもあり、これが質疑の中でも明らかになっております。そして、さらにそれが増加する可能性が高い計画になっております。事業計画策定時の意向調査によると、自宅で介護を受けたいと希望する方の割合が高いとの結果が出ております。これは自宅で過ごしたいと希望する結果ですが、一方で老老介護や認知症が進行する高齢者を自宅に1人にするわけにはいかず、家族は退職し介護に従事する世帯が増加する結果、介護者の世帯は経済的そして心理的負担が高まっている状況にあります。介護保険制度は、そもそもこのような家庭の負担を軽減し、救済するための制度であると説明がされてきました。低所得者の保険料で引き下げが行われましたが、全体的な方向としては、保険料や入所に係る要件などは改定ごとに利用者や家族に厳しいものとなっていました。介護従事者の待遇改善も物価高騰に追い付かず、小規模事業所の運営も全国的に厳しい状況にあります。持続可能な介護保険制度を理由に、

国は支出を抑制する姿勢がこの最大の要因だと考えます。これにより被保険者とその家族は、介護サービスの利用抑制を余儀なくされてしまいます。これらの問題の解消は町独自では難しいということは承知をしておりますが、住民の置かれたこのような立場を議会として代弁し、この制度の改善を行政当局においては、国あるいは県にこの予算の拡充を強く働きかけていただきたいということを申し上げ、討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

1番、下町議員。

○1番（下町純子議員）

私は、令和7年度長与町介護保険特別会計予算に賛成の立場から討論をいたします。介護保険制度は、高齢になっても安心して暮らせる社会をつくるための仕組みです。介護が必要になったときに社会全体で支え合うというのが、この制度の目的です。介護する家族の負担を減らしデイサービスや訪問看護などの選択肢を増やし、高齢者の自立を支援します。また、この制度は地域の中で支え合い地域包括支援センターや介護サービスを通して、高齢者が社会とのつながりを持ち続けることができる大きなメリットです。介護保険は、将来誰もが使う可能性がある制度です。ただし、この制度を利用するためには自己負担が発生し、十分なサービスを受けられないケースもあります。サービスの地域格差があるのも否定できません。しかしながら課題はあるものの介護保険制度は、高齢者の支援として十分な役割を果たしているのも事実です。令和7年度介護保険特別会計予算、本町の予算については、健全な運営と判断されます。今後もこの制度が町民にとって住み慣れた地域で健やかに過ごせ、介護が必要になっても安心して自立した生活が送れるような仕組みとして持続していくことを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第25号令和7年度長与町介護保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

議案第26号について、賛成の立場で討論をいたします。本予算は、工事完了後の土地の権利区分を明確にするための確定測量など、換地処分に向けた重要な取り組みだということで理解しております。しかしながらその財源の中に一般会計からの繰出金が予定されており、その財源として新たな地方債の発行による借入金が組まれておりました。執行部を交えた予算審査の中で、予算には計上していないが保留地処分を年度内に予定しており、新たな財源が見込まれるとの説明を受け、そこでその財源を使うことで一般会計からの繰出金をなくし、新たな借り入れを実行しなくても済むのではないかとの提案を申したところ、保留地の販売で歳入があった時点で補正予算に計上し、財源組替を行い一般会計からの繰入金をなくすよう対応するとの答弁を頂きました。このことで保留地処分金を区画整理事業に充当し、新たな借り入れをなくすという言質を頂いたことで、区画整理事業により生み出された保留地を処分し、事業費に充当するという本来の目的が達成できると安心しております。今後も事業完成まで、残事業に7億円程度事業費を要すると説明を受けております。保留地処分金を区画整理事業に有効活用し、換地処分に向けた取り組みに励んでいただくことを申し上げまして、賛成討論をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は、議案第26号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。討論に入ります前に、今年度役職定年を迎えるますご三方に心より感謝を申し上げる次第でございます。宮崎住民福祉部長、心臓疾患を治療しながらも真摯に住民と向き合い、丁寧に業務を遂行されました。また、山口建設産業部長、私の陳情、省庁への陳情に対し、大変な資料の中、適切な要望書作成などお手伝いをいただき、大変お世話になりました。また、和田税務課長におかれましては、私が一番得意とする税務の業務について、親切丁寧に指導していただきました。本当にありがとうございました。今後とも長与町発展のため、後進のご指導をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

さて本題に入りますが、先ほど委員長の方から報告もありましたように、今回の予算は、歳入歳出それぞれ4億2,227万円と定め、本工事8,400万円、測量試験費1億6,650万円、補償費1億1,225万円、換地諸費3,900万円となっております。当事業におきましては、皆さまご存じのとおり昭和59年に認定をされ既に39年が経過し、費用も337億円と莫大な金額になっており、当時の無謀で無責任な計画に今さらながら憤りを感じているところであります。計画当初の長与町一般会計の予算は60

億円ほどで、当該計画は110億円の予定がありました。道ノ尾駅付近の区画整理事業は必要と感じていましたが、団地計画は民間がやるべきと感じておりました。当該事業につきましては、私は山口前県議、一昨年逝去されました吉岡清彦議員と共に、政権政党の下部組織の一員として21回上京し陳情してまいりました。早期の推進をお願い陳情を行ってきました。加藤代議士をはじめとして地元国会議員はもちろん、閣僚では元久間防衛大臣、金子農林水産大臣、新藤総務大臣、江藤国務大臣、古谷国家公安委員長、党内におきましては、元石破幹事長、高市総務会長、棚橋政調会長、梶山副幹事長、その他は国交省元松谷住宅局長、その他技官、局長等、直接陳情を重ねて要望してまいりました。前町長は、説明員として建設部長および担当職員の同行をさせ、配慮をしていただいたことも申し添えておきます。今回の竣工記念式典につきましては、町長の一括発注への実績づくりのアピールであり、当事業に対して住民が終了したとの誤解を招きかねないのか心配をしています。一括施工に当たっては、切土工事約68万トン、盛土が58万、捨土13万、整備区間数は、区画整理事業の1,300世帯に対し、約550世帯あります。当初、債務負担行為工事契約は48億8,000万円でしたが、最終精算は57億6,000万円と約9億円もの想定外の工事費用がかかっています。今回は一括施工部分だけの形状の終了であり、また、先ほど町道認定で討論で指摘したように、一括施工分が完全に終了なのか心配をしています。高田南土地区画整理事業の収束は、いまだ見通しは立っておりません。まずは都市計画道路道ノ尾停車場線から道ノ尾碑木場線の道路のアクセス道路、道ノ尾停車場線から道ノ駅前線につきましては、全く手つかず状態。道ノ尾碑木場線水源地周辺改良の改修等は、今後の最大の問題であります。高田南土地区画整理に伴うアクセス道路のことは全く考えないのか。逆に区画整理事業で起きる交通混雑弊害があまりにも大きいと感じています。今後の本体工事も事業変更の可能性もあり、換地事業、測量、補償費、一般保留地と難題だらけであります。果たして令和12年に完成をするのか心配をしています。当事業の早期の終了を願い、賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第26号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第27号令和7年度長与町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

(休憩 11時53分～13時10分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第24、発委第1号長与町議会議員によるハラスメントの防止に関する条例から
日程第27、発委第4号長与町議会議員の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例までの4件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

竹中議会運営委員長。

○14番（竹中悟議員）

皆さんこんにちは。それでは議長の指名によりまして、発委第1号長与町議会議員によるハラスメントの防止に関する条例案につきまして、提案理由を説明をいたします。本条例案は、長与町議会議員によるハラスメントの被害を未然に防ぐことを目的とし、議員自らの言動を厳しく律するとともに、本議会は、ハラスメント防止その根絶に努めることを決意し、制定するものでございます。第1条は、本条例の目的を定めています。

第2条はハラスメントの意義を定義し、第3条は議員の責務を、第4条は議長の責務を定めています。第5条はハラスメントの相談窓口を設置し、第6条は被害申し立てに対する調査および調査機関の設置について定めをしております。第7条は調査機関の組織等について、第8条は調査事案に関する関係者への守秘義務について、第9条は関係者に対する調査への協力義務について定めています。第10条は調査結果の通知等を定め、第11条は、被害防止を講ずる場合は長与町議会議員政治倫理条例第10条を準用することといたしております。第12条はプライバシーの保護、第13条は相談事案に関する取り組み状況の公表、第14条は議長の責務の代行について定めております。第15条は議員が当事者となる場合の除斥規定、第16条は委任事項を定めています。附則第1項は施行期日を令和7年4月1日とし、第2項は被害防止処置について長与町議会議員政治倫理条例を基準とすることから同条例の一部を改正するものでございます。以上が提案理由です。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、発委第2号長与町議会会議規則の一部を改正する規則案につきまして、提案理由を説明をいたします。地方自治法の改正によりデジタル手続法の適用から除外されていた議会に係る手続きのオンライン化が可能となったことを受け、これに対応するための改正、その他所要の改正を行うものです。主な改正の内容は、本規則上で文書等により行うことが規定されている手続きをオンライン化に対応するための改正となります。第129条の2を新設し、通知関係に関わる手続きのオンライン化を可能とすることを定め、同じく第129条の3を新設し、文書の作成、保存に係るオンライン化を可能とすることを定めています。この他全国町村議会議長会より示されました文言の修正等のため、所要の改正を行うものであります。附則では、公布の日から施行することを定めています。以上が提案理由です。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、発委第3号長与町議会委員会条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を説明をいたします。地方自治法の改正により議会に係る手続きのオンライン化が可能となったことを受け、これに対応するための改正、その他所要の改正を行うものです。主な改正の内容は、本条例上で文書等により行うことが規定されている手続きをオンライン化に対応するための改正となります。第22条は公聴会における意見の申し出の手続きはオンライン化によることを可能とする規定。第26条は、公述人の意見を述べる方法はオンライン化によることを可能とする規定となります。第27条第3項を新設し、会議録の作成、署名等の方法はオンライン化によることを可能といたしております。この他全国町村議会議長会より条文の整備例が示されておりますので、所要の改正を行うものです。附則では公布の日から施行することを定めています。以上が提案理由です。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、発委第4号長与町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を説明をいたします。本条例案は、刑法ならびにおよび番号利用法の改正に伴い所要の改正を行うものです。主な改正の内容は、刑法の改正に

より懲役刑と禁錮刑が拘禁刑に改められたことから、第52条から54条までの規定中、禁錮を拘禁刑に改めるものです。また、番号利用法の改正により引用条文の項ずれが生じたことから条文の整理を行っております。この他全国町村議会議長会より示されました文言の修正等のため、所要の改正を行っています。附則第1項は、施行日を令和7年4月1日とし、第52条から第54条の改定規定および次項の規定は令和7年6月の1日から施行することといたしております。第2項は施行前の行為の処罰に係る経過措置を規定しています。以上が提案理由です。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

お諮りします。ただ今一括議題となっています発委第1号から発委第4号までの4件は、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発委第1号から発委第4号までの4件は、質疑を省略することに決定しました。

ただ今一括議題となっています発委第1号から発委第4号までの4件は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略します。

お諮りします。発委第1号については、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発委第1号は、討論を省略することに決定しました。

これから日程第24、発委第1号長与町議会議員によるハラスメントの防止に関する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発委第2号については、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発委第2号は、討論を省略することに決定しました。

これから日程第25、発委第2号長与町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発委第3号については、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発委第3号は、討論を省略することに決定しました。

これから日程第26、発委第3号長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発委第4号については、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発委第4号は、討論を省略することに決定しました。

これから、日程第27、発委第4号長与町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第30号長与町副町長の選任についてを議題とします。ただ今議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第30号長与町副町長の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本年3月31日をもちまして、長与町副町長鈴木典秀氏の任期が満了をいたします。鈴木氏におかれましては、昭和52年に長与町役場に入職後、建設部長をはじめ職員として約36年、平成25年4月1日からは副町長として12年の長きにわたり町政発展に多大なご貢献をいただいてきたところでございます。このたびその後任者として荒木重臣氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。荒木氏は、昭和58年に長与町役場に入職後、政策推進課長、総務部長などを歴任し、地方自治体の実務に通じておられる方でございます。また、長与町役場を定年された後も高田地区コミュニティ活動推進会議事務局長や人権擁護委員を務められるなど町政の発展にご尽力をされており、高潔かつ温厚な人柄で人望も高く、副町長として適任の方と確信をしている次第でございます。その豊富な行政経験を生かし、副町長としての手腕を発揮いただきたいと考えております。なお、荒木氏の住所および生年月日につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

2、3点、質問をさせていただきます。副町長といいますのは、やはり町長が何かあったときには責任持って、要は執行部の代理責任者として執行するわけですね。こうい

うことにつきましてまず議会に対して、もうこういう時はやっぱりいくらか相談があつて然るべきだと思うんですね。しかしながら今回は全く議長のお言葉にもほとんど回答がなく、今日初めてこの荒木さんというのを指名して、今議案になってるわけですね。今回につきまして、私はこの情報はもう初めから私も情報を得てました。今回の選任につきましては、私も38年間議員を拝命をしておりますので、昭和62年から議員としてここに拝命をさせていただいている。今回の荒木氏につきましても人格は非常に素晴らしい方だと私は認識をしてます。ただ、職員同士のコミュニケーションはあまり得意ではなかったと私は認識をいたしております。それと昨年ですね。彼はこの町議会議員に立候補をされてるわけですね。私も清き1票をこの荒木さんに入れました。残念ながら町民の信任を受けられずに落選をされています。選挙に出ていなければ全く私はこういうことを申し上げることはないわけですがね。1回選挙に出てそして落選をされてるんですね。我が国の地方自治法において、二元代表制をとっています。議員の責務は何と考えられますか。議員の職務は住民の信任を受け、信任ということは選挙です。住民の代弁者として行政を監視する大変大きな役割があります。議員の選挙に出馬することはその決意の下、本人は立候補されたものと私は確信をしてます。私たちもそういう気持ち、全議員がやはり住民の要はその負託を頂いて、信任を頂いて、こうやって皆さんの監視をしてるわけです。これについて落選したら今度は理事者側の総責任者になるのかというのは、非常に違和感があるんですね。私は人格について否定するものではありません。彼はよく知っていますね。先ほど申し上げましたようにね。本人も多分望んでないんではないかなと、そうしないとなぜ昨年この選挙に出られたのか、私は説明がつかないと思う、要はね。それと先ほど申し上げましたように、この推薦につきましては、噂によれば今の鈴木副町長とそれから元の副町長ならびに一部のOBの職員の方の推薦と聞いてます。何か町長に不具合があったときには、執行権を有することになります、何回も申し上げるようにね。そういうことについて、私は議会の相談はやっぱりいくらかね、こういう人事じゃないんだから、これはね。要はその相談をすべきだと思ってるんですよ。長与町は非常にこの町長がもう隠し事が多い。今の鈴木副町長も非常に隠蔽が多い。といいますのは、これ全く別の話なんんですけど、丸田温泉がありますよね。この温泉も私はシルバーとか他の人に聞いた話では、この間改修で2週間ほど休んだって聞いたけど、実際は●●といって体に害する要は菌が出て、その要はその修正のために休んだというふうに私は聞いてるんですよ。これも多分隠蔽されてるんですよね、多分。こういうことはやはり日本の今のO157とか、そういう部分に対してのですね、非常に住民の方が神経質になってるときに、これを隠蔽するというのが大変大きな問題だと思うんですよ。公表して改善をしますと、はっきり言うべきじゃないですか。そういうことでしょう。だからそれについてもこの内容とは違うけど、かなりの私は隠蔽体質を感じます。これについて議員に対して相談を何もしなかったのかということと、私が今申し上げた議員の責務に対しての本人の考え方をどう町長が捉え

てるのか。これについて質問をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

副町長につきましては、やはり私がもし何かありましたら町長の代理をされるということでありまして、これについてはいろんな方にも相談をいたしました。そして、町会議員の話もありましたけども、町会議員の選挙でも高得票取られております。彼は副町長に推薦した一つの流れとしましては、いろんなことを経験してこられてる方だと、そして率先垂範していろんなきつい仕事もいろんなことについても自分が請け負って、そしてやってきたとそういう方でございます。彼の気持ちも充分話をし伺っております。彼もすごくやる気になっております。そういう形でこれをやっていきたいというふうに思っておるところでございます。どうぞご審議のほど、ご理解いただきたいというふうに思っております。それから先ほど温泉の話が出ましたけども、これについてはちょっと担当がいるかな。担当がおりますので、担当者の方から話しをさせます。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、隠蔽という話出でますけど、隠蔽はしたことはございません。内容につきましては、当事者の方から話をさせます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

これは2つ目の質問と言われたらちょっと困るんですけどね。隠蔽していないと、隠蔽してるじゃないですか、要はね。隠してるわけでしょう、要は。これは体に関すること、害がある菌なんですよ。そうすると当然結局、住民の方が利用される住民の方々に説明責任があるんですよ。これを説明していないということは隠蔽してるってことじゃないですか。改修という名前になってますよね、2週間の休みはね。要は、その菌を退治するための対処をしてるということでは聞いてません。私はシルバーの方とか他の何人かの方からそう聞いた。それを副町長はご存じだということを私は聞いている。そして、それは町長は上がってないんですか、それは。そこが隠蔽というんですよ、要はね。だからこういうことは大きく新聞に、こういうことであるから皆さん今後こういうことのないように今対処をしてますという安心をさせるのが町長の役割。これは関連質問だから、

これ以上のこととは言いません。これについての回答は要りません。私はそういうふうに思ってるだけだから。だから先ほどのこの議案に対しての質疑ですけど、私は議員として私たちもプライドがありますよ。だから要は住民の負託をもらって、そして代弁者として見てるわけだから、そして、落選されて今度は理事者側に行くというのは、ものすごい違和感があるんですよ。私たちは何か前回票を入れたのは何だったのかと、そういうふうに思ってるんですよ。多分こういうことを思っている方が議員の方もいらっしゃると思いますよ。それについてどうですかということを私は聞いてるんですね。得票をいくら取られても落ちたということは、信任されてないっちゅうことなんですよ。当選すれば信任されたんです。勘違いしないでください。選挙ですから。落選と当選の2つしかないわけですから。それと議会に対してやはりこういう形で職員同士の件、それから議会対策、それからいろんな方に結局表向きに社交辞令も必要だし、そういうふうなことをするためにには、やはり議会にも議長ぐらいには相談するというスタンスはとった方がいいと思うんですよ。何でも自分で決められるといつたら大きな間違いですよ。後から支障を来しますよ。その辺について再度お答えください。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

先ほど申し上げましたように、人事になりますといろんな人がいろんな意見を持っています。そういうものを1つずつ出していったら收拾がつかなくなるようなところもあります。これにつきましては議会の方にはきちんとした形の説明はしませんけども、いろんな方に相談しながら決めていったわけでございます。議員もご理解のことと思ひますけども、非常に彼は率先垂範していろんなものを引き受けやつてくれている方であります。だから議会選挙で多数今度は出ていただきました。それで落選というふうになったわけでありますけども、しかし、それも彼が今後町政をするにおいて非常に役に立ってくるもんじやないかと、人の気持ちも分かるところもありますし、いろんな意味で皆さん方の気持ちも理解してくれるような名副町長になるんじゃないいかと、そのように思っております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私も今回の分は新しい議員の方は、ほとんどこの荒木さんって方はご存じないと思いますよね。選挙に出たということだけしか知らないと私は思ってて、先ほどいろんな人を相談したらいろんなお話が、それは当たり前のことなんですよ。議員というのは、あくまでも住民の代表なんですね。代表の人にはやっぱりいくらかの相談をね。全員にせろってことは私は言ってないんですよね。議長と副議長ぐらいには何らかの形で相談をするというのは、これ常識じゃないですか。一般の職員は1週間前の内示をするとい

うことで職務に関係することだから、それは私はあり得ると思うんですよね。だからこういう状況と、それともう一つさっき何回も申し上げたように、私たちのプライドとして要は議会として行政側を監視する大きな役割の中で、決意を持って立候補してるわけですから、これはもう完全に碎かれたわけですからね、要はね。それについて非常に私は不服に思ってる。だから荒木さん自体の個人的には非常に私は好きな人間だし、人間もいいと思ってますよ。だけど今回の場合は、私は賛否をしないで退席をさせていただきます。今後やはりそういうふうな隠蔽ということは少しひどい言葉だったけど、あまり隠し事をしないで何でも相談をして、両輪となっていくようなやっぱりその町政をしていかなくちゃいけないと私は思ってますよ。そういうことで申し上げておきます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

今の同僚議員の質問と意味合い的には重なる部分もあるかと思いますが、端的に今回の議案の上程についてですね、他の議案と同じく定例会初日ではなく、このように最終日に追加上程とした理由は何でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

副町長の人事案件につきましては、予算、条例改正等の重要議案をご審議していただいた後に、慣例として最終日に追加議案で上程させていただいておりますので、今回もその慣例にのっとって、最終日に追加議案という形で上程させていただきました。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

議会にはさまざまな慣例があろうかとは思いますけれども、先ほど提案理由の方で紹介されたのは、あくまで非常に簡単な略歴だけですよね。先ほど同僚議員がおっしゃったように、長らく議員を務められてる方は、そもそももう荒木さんという方をいろんな面でご存じかもしれません、当然もう退職されて長年たち、われわれは全く、私は全く存じ上げない。副町長というのは、先ほどもありましたとおり町長の代理を務める場合もある重要なポストであって、これはあくまで例えですが、副町長に何らか今後われわれが同意した副町長に不祥事があれば、それを同意した議員の責任、議会の責任も問われると思うんですね。慣例とはいえこれだけ簡単な略歴でそのような重要なポストを決めるることは、やはり議会および住民の軽視と感じるわけですが、そういう意味では今後そういうことがないように、あらかじめ事前に提案する等のことは考え、検討できないものでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

あくまでこの副町長の選任というのは、町長が選任したのを議会の方で同意していただくという形になっております。議案自体には、住所と生年月日としか書いておりませんけれども、提案理由の中で、そういった略歴等を説明させていただいてますので、今後につきましては、どうするかっていうのは、今後の課題になってくるかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は、この議案第30号について反対の立場から討論いたします。反対の理由は、副町長に選任したい者として指名されております荒木氏のこれまでの経歴や業績、懲罰の有無などを基に荒木氏が副町長にふさわしくないと判断したからではありません。本議案は、今定例会で上程することが会期前から決定していたにもかかわらず、あえてこのように最終日に上程されたことで、荒木氏が副町長にふさわしいか否かを判断すること自体がそもそもできません。先日、報道された佐々町での町長の不祥事によって副町長が職務を代行している例を挙げるまでもなく、副町長という職は町長を補佐するだけでなく、職員の管理や政策立案を行い、そして、町民に直接選挙で選ばれた町長が何らかの理由で公務が遂行できない場合などに、その代理を務めるという極めて重要な立場です。その副町長について住民の代表である議会に対し、あえて事前に判断材料を与えるして選任に同意するかしないかを迫るということは議会軽視であり、住民軽視であると考えます。先ほど質疑で、さっき最終日の上程としての理由を伺いましたが、慣例ということは、荒木氏を推举することを議会や町民にあらかじめ知らせることよりも、優先されるべき事情とは思えません。最初に申し上げましたとおり、荒木氏の資質をもって不適当と申し上げているわけではありません。しかしながら議会最終日まで上程がされず、選任予定者を知らせないという方法は、町民からも何らかの詮索等を生み、町政そ

のものへの疑念を抱かれかねないものです。本町議会の運営において人事案件など議会の修正が及ばない議案については、委員会の付託が省略され即決となることが慣例となっておりますが、動議を出すなどで委員会付託を行うことは可能ではあります。しかし、仮に委員会に付託しても委員会内で行える短時間の質疑では、荒木氏の詳細な情報は得られないと考えますので即決とすることには異議なしとしましたが、本来はあらかじめ氏名等を公表して定例会開会時に他の議案と同様に上程し、上程から採決までの期間だけでも各議員がそれぞれに副町長にふさわしいか、確認、調査できる期間を設け、その上で合意を得てこそ町民も納得でき、何より荒木氏ご本人も気持ちよく副町長に就任できるのではないかと存じます。今後、副町長や教育長など重要なポストの選任において、このようなことがないことを強く求め訴える意味と、今回についても本議案は一度取り下げ、改めて提案すべきものと私は考えますので、反対いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、議案第30号長与町副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第30、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下委員会において、調査中の事件について会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする

ことに決定しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、副町長から発言の申し出がありますので、許可します。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

ただ今安藤議長よりお許しをいただきましたので、改めましてお礼のご挨拶をさせていただきます。このたび令和7年3月31日をもちまして、副町長の職を辞することになりました。在任中は吉田町長をはじめとする執行部の皆さん、安藤議長ならびに町議会議員の皆さんには多大なるご支援、ご指導を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして、おおむね大過なく職務を遂行できたのではと思っております。今後は一町民として長与町の発展を心より祈念申し上げ、微力ではございますが尽力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。なかなか意を尽くしませんけれども、退任に当たってのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

第1回長与町議会定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。去る4日に開会いたしました今定例会は18日間の会期を経て、本日、最終日となったわけでございます。今回は、各会計の令和7年度当初予算をはじめ提案いたしました各議案につきましても、長期間にわたり慎重にご審議を賜り厚くお礼を申し上げます。これら可決いただきました議案につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、この予算を的確に執行しながら効率的かつ成果を重視した行政財政運営に努め、幸福度日本一の町を目指し、魅力あるまちづくりに邁進していく所存でございます。また9名の議員の皆さんから一般質問を頂きました。町政の発展の立場からご指摘を賜りました。重ねて感謝を申し上げます。皆さまからのご指摘、ご指導、ご提案につきましては、真摯に取り組み町政のさらなる発展に努めてまいる所存でございます。ここで1点、例年報告させていただいております町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、お願いを申し上げます。現在予定されております令和7年度地方税法等の一部改正案は、国会にお

きまして審議中であり、成立と同時に公布、施行される予定でございます。現時点におきまして関連する町条例等の一部を改正する条例案を議会に提案できる状況にございませんので、国会にて改正案成立後、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、次の議会におきましてご報告を申し上げ承認を賜りたいと思っております。現時点におきまして、予定されております改正の内容を若干申し上げます。個人住民税につきましては、物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応として、給与所得控除の見直しや大学年代の子などに関する特別控除の創設、扶養親族などに関わる所得要件の引き上げが予定されております。軽自動車税につきましては、二輪車の車両区分の見直しが行われる予定でございます。また、国民健康保険税につきましても、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただく予定としております。内容は、国民健康保険税の基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の限度額引き上げおよび低所得世帯への支援に係る保険税軽減措置の拡大に伴う改正を行う予定でございます。今後も国会の動向を注視し改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。結びになりますが、いよいよ季節は春になってまいります。まだ、春寒の日もございますので、議員の皆さまにおかれましては体調を崩されませぬように、くれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍を心からご祈念申し上げ、閉会に当たつての挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これにて会議を閉じます。

令和7年第1回長与町議会定例会を閉会します。

（閉会　13時50分）